

傷病手当金請求書
傷病手当金附加金

決定額	法定給付							円
	附加給付							円
	計							円

組合員証番号	組合員氏名		請求期間	年 月 日 から	請求金額	円
				年 月 日 まで		
資格取得年月日	年 月 日	退職発令年月日	年 月 日	勤務できなかった最初の日	年 月 日	
資格喪失年月日	年 月 日					
老齢障害年金の額	円	老齢障害年金の支給年月		年 月		
障害一時金障害手当金の額	円	障害一時金障害手当金の支給年月日		年 月 日		
療養のため勤務(労務)できないことに関する医師の証明(具体的に記入してください。)	傷病名	発病(初診年月日)		年 月 日		
	症状及び経過					
	年 月 日 医師 住所 TEL 氏名 印					
上記のとおり請求します。						
公立学校共済組合和歌山支部 様 年 月 日 請求者 住所 TEL 氏名 印						
上記の記載事項は事実と相違ないものと認めます。						
年 月 日 所属所名 所属所長 職 氏名 印						

【添付書類】

初回請求時

- ・ 傷病手当金試算シート(入力画面及び結果画面) (公立学校共済組合和歌山支部HPの様式・記入例参照)
- ・ 年金額(最新)のわかるものの写し(同一の傷病による障害給付又は老齢給付の年金受給者)
- ・ 傷病手当金と年金との調整に関する承諾書(同シート内)
- ・ 平成27年10月以降の病気休暇及び普通休職中の給与支給明細書の写し
- ・ 人事異動通知書(退職発令・無給休職発令)の写し

毎請求時

- ・ 給付支給状況証明書(同シート内)
- ・ 請求月の給与支給明細書の写し(給与が支給されていない場合は不要)

傷病手当金 請求書 (添付書類)
傷病手当金附加金

給与支給状況証明書

組合員証番号		氏名	
組合員の標準報酬月額	標準報酬月額 (10円未満四捨五入)	日曜日	月曜日
$\times \frac{1}{22} =$		火曜日	水曜日
標準報酬月額	給付日額 (円未満四捨五入)	木曜日	金曜日
$\times \frac{2}{3} =$		土曜日	日曜日
報酬月額 (日割りでできる手当)	報酬日額 (銭未満切捨)	1	2
$\times \frac{1}{1} =$		3	4
報酬月額 (日割りでできない手当)	報酬日額 (銭未満切捨)	5	6
$\times \frac{1}{22} =$		7	8
報酬日額 (合計)	給付日数	9	10
	控除額	11	12
		13	14
給付日額	給付日数	15	16
	控除額	17	18
	給付額(マイナスの場合は0)	19	20
		21	22
		23	24
		25	26
		27	28
		29	30
		31	
		請求日数	月分
			日
		給付額	控除額
			給付決定額
		-	=
休職発令根拠法令 (地方公務員法第28条第1項)			
病休期間 10割支給	年 月 日～	休職期間 8割支給	年 月 日～
休職期間 無給	年 月 日～	復職	年 月 日～
給付開始日	年 月 日	前回請求分	年 月 日
		今回請求分	年 月 日
上記の記載事項は事実と相違ないものと認めます。			
年 月 日	所属所名 所属所長 職 氏 名		印

	入力		
請求(給付)開始日		から開始	無給休職開始日を入力してください。
前回請求(給付)分		まで請求済	前回請求した月の末日を入力してください。 (初回の請求は空白にしてください。)
今回請求(給付)分		から	今回請求月の初日を入力してください。
今回請求(給付)分		まで請求	今回請求月の末日を入力してください。
組合員期間が12月未満のとき「1」を入力			
病気休暇、普通休職又は、無給休職開始時の標準報酬月額(傷病手当金初回請求時)	標準報酬月額	月数	
請求開始前の12月以内の標準報酬月額、該当月数①	標準報酬月額	月数	請求開始前の12月以内に標準報酬月額が改定されている場合は、前の標準報酬月額を記入してください。
請求開始前の12月以内の標準報酬月額、該当月数②(上記以外)	標準報酬月額	月数	上記以外に、請求開始前の12月以内に標準報酬月額が改定されている場合は、その標準報酬月額を記入してください。

日割り計算できる手当

請求期間の給料月額		給付日数	
請求期間の地域手当		共済組合の平均標準報酬月額	平成28年4月1日～平成29年4月1日
			440,000 410,000

日割り計算できない手当

請求期間の教職調整額		請求期間の教員特別手当	
請求期間の扶養手当		請求期間の単身赴任手当	
請求期間の住居手当			

傷病手当金と年金との調整に関する承諾書

傷病手当金と年金を両方受けることはできません。
年金が優先して支給されるため、傷病手当金の支給額が調整されます。

傷病手当金の調整の対象になる年金は、同一の傷病についての障害を事由とする障害厚生（共済）年金、障害基礎年金、障害手当金（一時金）と、退職又は老齢を事由とする年金です。

特に障害厚生（共済）年金・障害基礎年金・障害手当金（一時金）は、請求してから決定までに一定の時間を要することから、傷病手当金が先行して支給されます。この場合、傷病手当金の過払い分を後日返還していただくこととなります。

以上のことを踏まえて、いずれか該当するものをお選びください。

傷病手当金と同一傷病による障害厚生（共済）年金等の請求予定はありません。

傷病手当金と同一傷病による障害厚生（共済）年金等を請求中もしくは請求する予定であり、年金額との調整が必要な場合には、年金証書の写しを提出し、傷病手当金を速やかに返還します。

退職又は老齢を事由とする年金を請求中もしくは請求する予定であり、年金額との調整が必要な場合には、年金証書の写しを提出し、傷病手当金を速やかに返還します。

既に障害厚生（共済）年金等を受給しており、傷病手当金との調整が必要であるため、年金証書の写しを速やかに提出します。

公立学校共済組合和歌山支部長 様

年 月 日

〒

住所

TEL

組合員証番号

氏名

Ⓜ

(生年月日 年 月 日)